

福岡県医発第 975 号 (地)
平成 21 年 8 月 20 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

福岡市母子家庭等医療証の更新について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、福岡市の医療費助成制度につきまして、8月1日付けで下記のとおり母子家庭等医療証の更新を行う旨、福岡市保健福祉局より別紙のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 福岡市の母子家庭等医療費助成制度は、平成 21 年 10 月 1 日からひとり親家庭等医療費助成制度へ改正されることに伴い、新医療証の有効期限は平成 21 年 9 月 30 日 (または 75 歳の誕生日の前日) までとされております。
- 2) 制度改正後の医療証については、9 月下旬に対象者へ郵送されます。
- 3) 母子家庭等医療証の更新については、必ず申請が必要となっております。
8 月中に更新申請がない場合、8 月診療分は母子家庭等医療が適用されないこととなります。

記

対象者	医療証の色		更新日 及び有効期限	備考
	旧	新		
母子家庭の母及び児童 養父母のない児童	黄	オレンジ	更新日 H 21. 8. 1	旧医療証の有効期限は 7 月 31 日で満了します。 新しい医療証 (受給者番号が変わります) は対象者の申請に基づく資格審査後、再度 対象者として認定した人に交付します。
一人暮らしの寡婦		緑	有効期限 H 21. 9. 30 (または 75 歳の誕生日の前日) ま で	

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
母子保健担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

[公印省略]

保年第 6 6 5 - 5 号

平成 21 年 7 月 2 9 日

社団法人 福岡県医師会

会長 横倉 義武 様

福岡市長 吉田 宏

(保健福祉局保健医療部保険年金課)

母子家庭等医療証の更新について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の医療費助成制度の実施につきましては、平素より格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、8月1日付けで下記のとおり母子家庭等医療証の更新を行いますので、8月1日以降の診療に際しては、新医療証において受給資格の確認を行っていただきますよう貴会各会員様への周知をお願い申し上げます。

なお、本市の母子家庭等医療費助成制度は、平成 21 年 10 月 1 日からひとり親家庭等医療費助成制度へ改正されることに伴い、新医療証の有効期限は、平成 21 年 9 月 30 日（または 75 歳の誕生日の前日）までとなっております。制度改正後の医療証につきましては、9 月下旬に対象者の方へ郵送いたします（お手続きは不要です）。

今後とも本市医療費助成制度の運営にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

対象者	医療証の色		更 新 日 及び有効期限	備 考
	旧	新		
母子家庭の母及び児童 父母のない児童	黄	オレンジ	更新日 H21. 8. 1 有効期間 H21. 9. 30（または 75 歳の誕生日の前日）まで	旧医療証の有効期限は 7 月 31 日で満了します。新しい医療証（ <u>受給者番号が変わります</u> ）は対象者の申請に基づく資格審査後、再度対象者として認定した人に交付します。
一人暮らしの寡婦		緑		

※母子家庭等医療証の更新申請について

母子家庭等医療証の更新については、必ず申請が必要となっております。8 月中に更新申請が行われない場合、8 月診療分は母子家庭等医療が適用されないこととなります。有効期限が失効した医療証のままで受診されている方がいた場合、更新手続きが必要である旨をご指導いただければ幸いです。

問い合わせ

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市役所 保健福祉局 保健医療部

保険年金課 給付係 担当 縣 (7ガタ)

TEL (092) 711-4235 FAX (092) 733-5441



母子家庭等医療証が 8月1日からかわります

平成21年7月まで
(黄色)

母	福岡県母子家庭等医療証			
有効期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
負担者番号	9 0 4 0 5 0			
受給者番号				
受給者				
住所				
氏名				
生年月日				
発行機関名	福岡県			
及び印				
交付年月日				

- 更新の申請が必要です。
- 更新申請が遅れた場合、医療費の助成が受けられない場合があります。

平成21年8月から
(オレンジ色・緑色)

母子家庭・
父母のいない
児童

母	福岡県母子家庭等医療証			
有効期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
負担者番号	9 0 4 0 5 0			
受給者番号				
受給者				
住所				
氏名				
生年月日				
発行機関名	福岡県			
及び印				
交付年月日				

一人暮らしの
寡婦

母	福岡県母子家庭等医療証			
有効期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
負担者番号	9 0 4 0 5 0			
受給者番号				
受給者				
住所				
氏名				
生年月日				
発行機関名	福岡県			
及び印				
交付年月日				

- 平成21年10月から「ひとり親家庭等医療費助成制度」へ制度が改正されます。
- これにより、医療証の有効期間は、平成21年8月1日から平成21年9月30日（または75歳の誕生日の前日）までです。
- 「ひとり親家庭等医療証」は9月下旬に対象者の方へ郵送でお送りします。お手続きは不要です。



お問い合わせ・申請のお手続きは、
住所地の区役所・出張所 保険年金担当課へ

